

○農林水産省告示第百十六号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十四条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十四条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率を次のように定める。

令和四年一月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十三号（畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和四年二月一日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係（ばれいしよ及び蚕繭のうち同年二月一日前に共済責任期間が開始するものが存する県産のもの並びにさとうきび及び茶を共済目的とする共済関係にあつては、令和五年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係（ばれいしよ及び蚕繭のうち同年二月一日前に共済責任期間が開始するものが存する県産のもの並びにさとうきび及び茶を共済目的とする共済関係にあつては、令和四年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

（共済掛金標準率）

- 第1 農業保険法（以下「法」という。）第154条第3項の共済掛金標準率は、地域インデックス方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第140条第1項第3号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式（同項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、都道府県（別表2において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下同じ。）ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率とする。
- 2 法第154条第3項の共済掛金標準率は、地域インデックス方式に係るものにあつては、都道府県ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率とする。

（畑作物通常標準被害率）

- 第2 農業保険法施行令（以下「令」という。）第34条第4項の畑作物通常標準被害率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあつては、都道府県ごとに、別表1の畑作物通常標準被害率の欄に定める率とする。
- 2 令第34条第4項の畑作物通常標準被害率は、地域インデックス方式に係るものにあつては、都道府県ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の畑作物通常標準被害率の欄に定める率とする。

（再保険料基礎率）

- 第3 規則第215条第2項の再保険料基礎率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあつては、都道府県ごとに、別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。
- 2 規則第215条第2項の再保険料基礎率は、地域インデックス方式に係るものにあつては、都道府県ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。

（保険料基礎率）

- 第4 規則第236条第2項の保険料基礎率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあつては、都道府県ごとに、別表1の保険料基礎率の欄に定める率とする。
- 2 規則第236条第2項の保険料基礎率は、地域インデックス方式に係るものにあつては、都道府県ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の保険料基礎率の欄に定める率とする。

- （注）1 別表1及び別表2の「類区分」、「引受方式」及び「支払開始割合・共済限度額割合」の各欄は、規則第147条各号に掲げる区分に対応する。
- 2 この告示の公布後に市町村の区域変更が行われた場合についても、別表2に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表1が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。
- 3 この告示の公布後に特定組合（法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）が成立した場合において、政府と当該特定組合との間に存することとなる畑作物共済の保険関係に係る保険料基礎率については、当該都道府県に係る別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。